

法務法人世宗、KTX女性乗務員訴訟において大法院で破棄差戻し及び勝訴確定を勝ち取る

韓国鉄道公社のKTX女性乗務員における労働者地位確認等事件の上告審にて、大法院(日本での最高裁)は、2015年2月26日に女性乗務員らが韓国鉄道公社労働者の地位を持たないとして原判決を破棄差戻す判決を下しました。2008年に第1審が提起された後、上告審に持ち込まれてから3年6ヶ月ぶりに本件に関する最終結論が下されましたが、これにより、2005年の労働事務所への陳情から始まった紛争に10年ぶりに終止符が打たれたと言えます。

1. 本件の背景及び進行経過

鉄道庁は2004年4月1日高速鉄道の開通を控えた2004年2月に、弘益会と乗客サービス業務委託協約を締結しました。そして弘益会は、KTX女性乗務員の351名と労働契約を締結した後、女性乗務員らによるKTX運行の乗客サービスを提供し始めました。その後、鉄道庁が韓国鉄道公社に転じ、弘益会もその頃設立された鉄道流通に乗務事業を移管したため、韓国鉄道公社は、鉄道流通との間にサービス委託協約を締結し、鉄道流通は女性乗務員らを増員して追加採用したこともありました。

しかし、女性乗務員らが2005年2月に労働組合に加入することによりソウル南部地方労働事務所に対して違法な派遣であると主張する陳情を提起し、2005年9月には、偽装請負であると主張しながら激しい争議行為を続けたところ、鉄道流通は労務管理の困難さと一般販売事業への集中等を理由に、乗客サービス事業を返却して女性乗務員らを解雇しました。それは、その当時、多くのマスコミ報道により社会的な関心が高まり、その大半は女性乗務員らの立場を擁護するものでした。さらに裁判所においても、①一部の女性乗務員らに対する業務妨害刑事事件の第1審、第2審(ソウル中央地方法院)で、韓国鉄道公社と女性乗務員らとの間に黙示的な勤労関係が成立し偽装請負にあたると判断し(確定)、②女性乗務員らに対する民事仮処分事件抗告審(ソウル高等法院)においても、法人格を利用した偽装請負であると判断し(確定)、③労働者の地位保全及び賃金支払仮処分事件(ソウル中央地方法院)においては、女性乗務員らの労働者としての臨時地位を認定し、「毎月180万ウォンを支払え」との決定を下すな

ど、韓国鉄道公社が実質的に女性乗務員らの雇用主であるとの判断が次々と言い渡されました。このような状況の下、女性乗務員らは、2008年11月に自身らが韓国鉄道公社の労働者であるとの確認を求める本件第1審訴訟を提起しました。

本件第1審では、鉄道庁における様々な規定と乗客サービス業務の性格、弘益会及び鉄道流通の独立性、実質的な採用の主体、鉄道公社職員らとの業務遂行方法などに照らし合わせた結果、女性乗務員らが鉄道公社職員の地位にあったとして韓国鉄道公社に対し敗訴判決を下しました。法務法人世宗は、韓国鉄道公社から依頼のあった控訴審訴訟を受任することに決定し、第1審及び従前の様々な確定判決等が認定した事実関係の実体を綿密に分析し、裁判所に提示されたものや浮き彫りになっていない部分について把握するため、数万ページにも達する関連資料を全て検討・分析しながら、その都度、鉄道公社側と数百時間に及ぶ会議を行いました。その過程で、特に鉄道庁のKTX運営人材の補充過程、弘益会・鉄道流通の組織及び活動結果の処理内容、実質的な採用主体に関する重要根拠、教育及び勤務評価の実質的担当主体、列車チーム長など、鉄道公社職員らとの協業等に関する性格を新たに規定することができ、幅広い背景知識と現場に対する洞察を通じて、偽造請負と労働者派遣法理の核心論理を分析した後、控訴審にて、特に同一の関連要素等について異なって評価することができる点と、実体に合わせて評価されることにおいて重要視される様々な根拠などを開発・提示し、関連法理を中心に体系的に説明を行ってきました。その結果、ソウル高等法院において進められた二つの控訴審訴訟のうちの一案件にて、従前の裁判所判断の歪曲された事実認定と法理適用を完全に覆し、女性乗務員らとの関係が偽装請負や派遣関係ではないという初の裁判所判決を導き出すことができました。しかしながら、残りの一つの訴訟では、請負人の業務領域と下請負人の業務領域が混在せざるを得ないため、業務の性格上請負契約が許容されないという判断が言い渡されました。これに対し法務法人世宗は、偽装請負を認めた控訴審判決に対して控訴する一方、勝訴した控訴審の結果に基づき、上記の賃金支払仮処分を取り消す決定をうけ、女性乗務員らに毎月支払われていた給与金員の支払を中止させることに成功しました。

2. 大法院判決の内容

上告審において法務法人世宗は、同一空間における作業の混在、弘益会等に対する鉄道公社の実質的な影響力、乗客サービス業務の性格上適法な請負契約が根本的に不可能であるという法理を強調する原告らの主張に対し、同一空間において請負会社の職員らとともに作業が行われ、異例的にどうしても協業が有り得るということだけで、請負が不可能である、又は労働者派遣関係であるとみることができない点など、様々な核心の争点等に対する反駁とともに、その関連法理を控訴審と同様に、事案に合わせて忠実に主張しました。大法院は、3年を超える審理の結果、(i)乗務分野業務を安全分野と乗客サービス部分とに区別して設計しながら、安全と直結しない乗客サービス部分を女性乗務員の担当業務として指定した点、(ii)同一の空間で遂行される列車チーム長と女性乗務員との業務が互いに協力する余地がないものではないが、業務の内容や領域が区別され、女性乗務員らは業務を独自に遂行しており、非常事態の際に列車チーム長の指示を受けて一定の活動に参加することになってはいたものの、これは異例的な状況において必要な措置であり、固有の業務にて占める割合が低いという点、(iii)鉄道流通等が鉄道公社の関連団体、又は子会社であるものの、各自の事業に関しては独立的に営んでおり、必要な施設、装備を新たに購入するかわりに、鉄道公社の確保していた施設及び装備を活用したことは、費用と効率の側面からみて納得できるという点、(iv)鉄道公社等の一部職員が女性乗務員の採用に面接官として参加したり、委託教育を担当した事実だけでは、鉄道公社等が採用及び教育の主体であるとみるに足りず、列車チーム長が女性乗務員の業務遂行を確認したこと

は、委託業務の履行を確認して監修する手続として理解することができ、鉄道公社の是正要求に応じて懲戒処分をしたことだけで、鉄道流通等が人事権を行使したことを否定しにくい点、(v)むしろ鉄道流通等が鉄道公社と締結した委託協約にしたがって乗客サービス業を経営し、女性乗務員を直接雇用して管理・監督しながら業務に投入して人事権を独自に行使した点などを理由に、偽装請負や労働者派遣ではない正常な請負関係であるという鉄道公社の主張を受け入れ、偽装請負及び派遣勤労関係を否定した控訴審判決をそのまま確定する一方、偽装請負を認めた控訴審判決を破棄差戻しました。

3. 今回の大法院判決の意義及び示唆点

今回の大法院判決は、類似事件等において請負及び派遣等に関する法理とその適用範囲を理解するにあたり多少混線をきたす状況の下、結局、事業経営の独立性と業務遂行の独自性が適法な請負契約や労働者派遣の判断に重要な要素となる点を再確認しながらも、具体的に、空間の同一性よりは業務内容やその区別がより重要であり、雇用主側から一部の指示を受けるにしても、状況に応じてそれが必要なかどうか、また占める割合がどうかについて検討すべきであり、事業の独立性の有無を判断するにあたって、一部貸与された施設や装備の活用など、細かい部分に比べ独自の賃金支払基準及び担当部署の別途設置等について十分に勘案すべきであり、下請け業者職員らの採用及び教育に請負事業者が一部関与したとしても、採用及び教育の主体を実質的に判断しなければならないことを明確にした点から相当意義があると言えます。同時に、本件のように、労働関係の性格に関する様々な判断基準をめぐって相反した側面等が混在している場合、その実際の状況の核心を把握し、これを改めて解釈した上で裁判所を説得することが重要であることが分かる例であると言えます。

上記の内容につきまして、ご質問等がおありの方は、下記の連絡先までご連絡ください。より詳しい内容についてご相談を承ります。

- | | |
|---------------------------------|--|
| ● Yong-Joon Cho(パートナー弁護士) | TEL. 02 316 4233 E-Mail. yjncho@shinkim.com |
| ● Yoon-Hee Kim(パートナー弁護士、日本語対応可) | TEL. 02 316 4025 E-Mail. yhekim@shinkim.com |
| ● Seong-Ki Park(パートナー弁護士) | TEL. 02 316 4280 E-Mail. skipark@shinkim.com |

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim

